

第51回児童福祉審議会子ども育成分科会

日 時：令和3年9月16日（木）9：30～11：30

場 所：はぐくみかん 5階 会議室4

出席委員（50音順、敬称略）：岩波啓之、小谷亜弓、児山秀一、玉川淳、檜山直春、宮田丈乃

欠席委員（50音順、敬称略）：久保山茂樹

事務局：（こども育成総務課）深井係長

（幼保児童施設課）小澤課長、八橋係長、本松係長、横山主任、杉浦

（保育課）岸課長、上野係長、芦澤主任

傍聴者：3人

1 開 会 （事務局（幼保児童施設課））

- ・委員7名中6名の出席により会の成立を報告
- ・配付資料の確認

2 議 事 （会長による議事進行）

（1）幼保連携型認定こども園の設置認可について

①事務局（幼保児童施設課）【資料2-1（（仮）長井こども園）】により説明

〔補足事項〕

現在、園舎を建替え中、この整備計画については、国の補助金を活用するため、整備を開始する前の令和2年3月26日の「第47回子ども育成分科会」で整備補助金の対象として適正であることを審議し終了している。

【A委員】

地階平面図の調理室のカーテンが抗菌シャワーカーテンと記載があるが、シャワー室ではないがシャワーカーテンを利用しているため、あえて記載しているのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

シャワー室で使用するカーテンと同じである。

【A委員】

抗菌シャワーカーテンとなっているが、防災対応にもなっているのか。

【事務局（幼保児童施設課）】

確認していないが、防災にも対応したカーテンにするよう伝える。

【会長】

他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

②事務局（幼保児童施設課）【資料2-2（（仮）認定こども園ぎんなん幼稚園）】により説明

〔補足事項〕

現在、園舎を建替え中、この整備計画については、国の補助金を活用するため、整備を開始する前の令和2年3月26日の「第47回子ども育成分科会」で整備補助金の対象として適正である

ことを審議し終了しているが、その後、建築指導課や開発指導課から避難経路を確保するよう指導があり平面図に若干の変更があった。また、近隣住民から防音や遮音の要望により保育室の壁を可動式のものから固定壁に変更した。

【B委員】

防音のパーティションの変更は具体的にどの場所か。

【事務局（幼保児童施設課）】

例えば、3歳児保育室①から③までの縦の線が書かれている間仕切部分で、以前は可動式のパーティションで開けるとオープンになり保育室で行き来ができたが、完全な壁にした。4歳児、5歳児の保育室も同様である。

【会長】

他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

（２）家庭的保育事業所の事業認可について

○事務局（幼保児童施設課）【資料3（(仮)はすのみ保育室）】により説明

【B委員】

設備等に、駐車場5台と記載があるが、一般的な家庭的保育事業所の駐車場は何台分なのか。建物を借りた際に駐車場も付いてきたのか。駐車場が5台分ないといけなかったのか、決まりはあるのか。

【事務局（保育課）】

基本的には、家庭的保育者ともう1台分の2台分位である。本件は、土地が広く5台分の駐車場がある。

【会長】

他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

（３）児童福祉施設の定員変更について

①事務局（幼保児童施設課）【資料4-1（玉成保育園及び分園）】により説明

〔補足事項〕

現在、園舎を建替え中、この整備計画については、国の補助金を活用するため、整備を開始する前の令和2年3月26日の「第47回子ども育成分科会」で整備補助金の対象として適正であることを審議し終了している。

【会長】

意見はないため、事務局案のとおりとする。

②事務局（幼保児童施設課）【資料4-2（小光子愛育園）】により説明

【会長】

意見はないため、事務局案のとおりとする。

③事務局（幼保児童施設課）【資料4-3（コアラ保育園）】により説明

〔補足事項〕

現在、園舎を建替え中、この整備計画については、国の補助金を活用するため、整備を開始する前の令和3年3月25日の「第50回子ども育成分科会」で整備補助金の対象として適正であることを審議し終了している。

【会長】

意見はないため、事務局案のとおりとする。

④事務局（幼保児童施設課）【資料4-4（はなまる保育園）】により説明

【会長】

意見はないため、事務局案のとおりとする。

次の議事は、C委員に関係する案件のため、一時退席し、審議の間、別室で待機していただきたい。

⑤事務局（幼保児童施設課）【資料4-5（（仮）三和こども園駅前分園）】により説明

〔補足事項〕

この整備計画については、国の補助金を活用するため、令和3年3月25日の「第50回子ども育成分科会」で整備補助金の対象として適正であることを審議し終了している。

【会長】

意見はないため、事務局案のとおりとする。

本件の審議が終了したため、C委員には席にお戻りいただく。

3 報告事項 （会長による議事進行）

（1）（仮称）南こども園の整備について

○事務局（こども育成総務課）【資料5】により説明

【A委員】

選定とした理由の①に、森崎保育園とハイランド保育園の中間地点と記載があるが、中間地点なのか。

【事務局（こども育成総務課）】

概ね3～4kmと同距離で。

【A委員】

その場合、等距離という意味になるのではないかと。

ひとつの場所ともうひとつの場所の真ん中を中間地点と言うのではないのか、中間地点と言う表現は違うと思うので、表現を変更した方がいいのではないのか。

【事務局（保育課）】

表記が適切でなく申し訳なかった。

不足部分を説明したい。本件については、令和2年3月に公立保育園の再編実施計画ができた際に、久里浜地区に整備することが決まった。その部分で、森崎とハイランドから久里浜地区を見ると同じ距離になっていることで、このような表現をしてしまったが、委員のご指摘のとおりもう少し少し丁寧な説明が必要であったと反省している。

【A委員】

この移転により、森崎保育園が子ども未来プランの5区域の定員のカウントから外れてしまうが、整合性など、どのように考えているのか。

【事務局（こども育成総務課）】

令和3年4月に、岩戸こども園が幼稚園からこども園に移行した際に、定員が2号3号を含めて78名増えている。現在、毎月空き枠をホームページにあげているが、岩戸こども園は2号枠に13～14名の定員割れがおきている状況である。森崎保育園には60名程が通園しているが、今の0歳児が5歳になった時に（仮）南こども園に転園するかたちになるが、今後は、久里浜に移転することを説明しつつ転園に理解してもらい、遠いため転園できない児童については、岩戸こども園だけでなく周辺で空きがある園を利用して対応していきたい。

（2）小規模保育事業所設置等の辞退について

○事務局（幼保児童施設課）【資料6】により説明

（3）児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の改正について

○事務局（幼保児童施設課）【資料7】により説明

4 その他 （会長による議事進行）

○事務局（幼保児童施設課）より説明

市の組織改正について報告する。

今年度8月1日付けで充実した体制強化として組織改正が行われた。改正した内容は、福祉部、健康部、こども育成部、こども家庭支援センターの4つの部が行っている事務について、総合的かつ横断的に取り組むことより効果的に処理するため、この4つの部の上位に民生局という新しい局を設置した。

○事務局（保育課）より説明

家庭的保育事業所について報告する。

家庭的保育者に今までは65歳が上限と年齢要件を設けていたが、令和3年4月1日付けで要綱改正を行い年齢要件の上限を撤廃した。改正の経過及び理由は、今年2月の市議会本会議において市議会から年齢要件を撤廃して健康で元気な方については保育業務に協力してもらったほうがいいのではないかとする提案があった。それを受け、市長から検討して進めていきたいと答弁したことによるものである。ただし、安全に保育を実施することが大切なた

め、65歳以上の家庭的保育者には毎年8月末までに医師による診断書を提出してもらい、保育者として保育指針に基づく保育業務を行うことが可能なこと、身体能力や認知能力の基準に基づき保育能力があることを、保育課の家庭的保育支援者が確認したいと考えている。

5 閉 会 （事務局（幼保児童施設課））

- ・次回、第52回は令和3年12月23日木曜日に開催し、議事は「令和4年度の特定教育・保育施設等の利用定員について」等の予定。

以 上